

玉野市エネルギー価格高騰対策支援金

円安や不安定な国際情勢等による、エネルギー価格高騰を受け、市内事業者を対象とした支援金を支給します。

支援金額

中 小 企 業 者 : 8万円
小 規 模 事 業 者 : 4万円
(個人事業主含む)

申請期間

令和7年6月16日(月)～7月31日(木)

対象者[以下の条件をすべて満たす方]

- ・令和7年4月1日時点で主たる事業所が玉野市内にある中小企業者または小規模事業者
(法人は、市内本社または本社機能があり、個人事業主は市内に主たる事業所を有するもの)。
- ・以下に該当する中小企業者、小規模事業者(個人事業主を含む)であること。
- ・申請日時点で事業を継続しており、今後も市内で事業を継続する意思があること。
- ・市税の滞納がないこと。



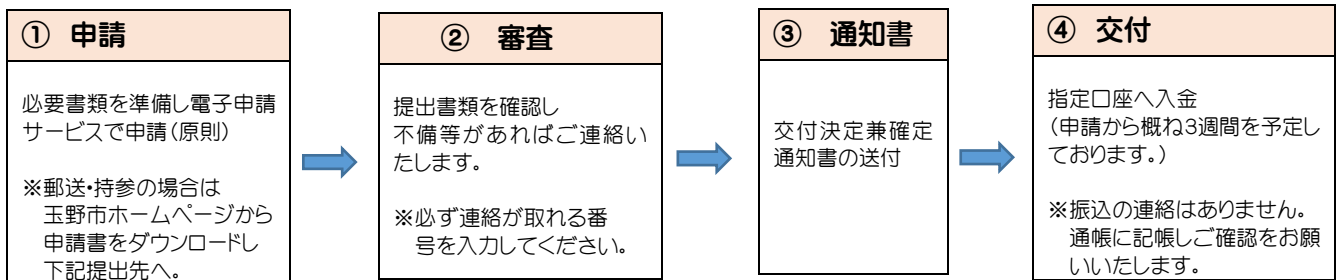
支給対象になりうる方	支給対象とならない方
・会社及び会社に準ずる営利法人(株式会社、合名会社、合同会社等) ・個人事業主(商工業者であること) ・以下の要件を満たした特定非営利活動法人 法人税上の収益事業(法人税施行令第5条に規定される34事業)を行っていること 認定特定非営利活動法人でないこと ※ただし、射幸心をそそるおそれがあること、または、公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがあるもの、公的な支援を行うことが適切でないと思われるものは対象になりません。 (例) マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター店、性風俗関連特殊営業等	・医師、歯科医師、助産師 ・個人農業者、林業者、水産業者 ・協同組合等の組合(企業組合、協業組合を除く) ・財団法人、社団法人、医療法人、宗教法人、 学校法人、農事組合法人、社会福祉法人 ・特定非営利活動法人、認定非営利活動法人、任意団体 等

事業規模区分表

主たる事業	小規模事業者	中小企業社	
	従業員数	従業員数	資本金
① 製造業・建設業・運輸業・その他	20人以下	21～300人	3億円以下
② ゴム製品製造業	20人以下	21～900人	3億円以下
③ 卸売業	5人以下	6～100人	1億円以下
④ 小売業	5人以下	6～50人	5千万円以下
⑤ ソフトウェア業・情報処理サービス業	5人以下	6～300人	3億円以下
⑥ 旅館業	20人以下	21～200人	5千万円以下
⑦ 娯楽業	5人以下	6～100人	5千万円以下
⑧ ⑤⑥⑦以外のサービス業	5人以下	6～100人	5千万円以下
⑨ 条件を満たす特定非営利活動法人	—	2000人以下	—

※従業員数 … 代表者・役員・休業中の社員・短期労働者等は除きます。

支援金交付までの流れ



※申請は1事業者1回のみです。

必要書類 ※下記必要書類をご準備の上申請をお願いします。

- ・主たる業種が確認できる書類(確定申告書など)
- ・従業員数がわかる書類(法人概況説明書、青色申告決算書など)
- ・法人の場合 … 資本金額がわかる書類(確定申告書など)
- ・個人の場合 … 市内で事業を営んでいることがわかる書類(青色申告決算書、収支内訳書など)
- ・個人の場合 … 事業収入が総収入の1/2を超えていることがわかる書類(確定申告書など)
- ・振込先口座の通帳の写し(表紙を開いた1~2ページ目など)

※金融機関名、店名、口座種別、口座番号、口座名義、口座名義のフリガナが必要です。

※口座名義のフリガナが重要ですので必ず確認できる箇所をご提出ください。



申請方法

電子申請により申請をお願いします。

https://apply.e-tumo.jp/city-tamano-okayama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=47331



電子申請サービス

提出先

電子申請が困難な場合は、持参・郵送でも受付可能です。

持参・郵送の場合、申請書は「玉野市ホームページ」からダウンロードをお願いします。

○郵送する場合
〒706-0002
玉野市築港1-1-3
玉野市商工観光課 (エネルギー価格高騰対策支援金)

○持参する場合
産業振興ビル 3F
エネルギー価格高騰対策支援金窓口



問合せ先

エネルギー価格高騰対策支援金問い合わせ先

☎:050-3317-7986

※ 6月16日(月)~7月31日(木) 平日(月~金) 9:00~17:00

詳しくは市HPをご覧ください。



市HP

※申請期間中は特設相談会場と
専用電話番号を設置します。

産業振興ビル3F

6月16日(月)~ 7月31日(木)
平日(月~金) 9:00~17:00